

共同研究会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

第2条 (本規約の範囲)

第2章 会員資格

第3条 (共同研究会員)

第4条 (入会申込)

第5条 (入会審査)

第6条 (会員資格有効期間)

第7条 (会員資格の喪失)

第8条 (除名)

第9条 (変更の届出)

第3章 会員の権利と義務

第10条 (共同研究会員の権利)

第11条 (共同研究会員情報の取り扱い)

第12条 (著作権)

第13条 (禁止事項)

第14条 (免責・損害賠償)

第4章 本規約の追加・変更

第15条 (本規約の追加・変更)

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、一般社団法人ファーマーミングリテラシー協会（以下、「当法人」とします。）の定款に定める共同研究会員となった法人、団体または個人に適用します。

第2条 (本規約の範囲)

本規約は、当法人に共同研究会員として入会した者が、当法人の共同研究会員として行う一切の行為に適用されます。

第2章 会員資格

第3条 (共同研究会員)

(1) 共同研究会員への入会および資格の維持については、サクスアイ株式会社の会員（B会員）であること、アースジョイ発送月を含め、遡って12か月の期間に10か月（連続でなくても可）14,600円（税込）以上のサクスアイ製品の購入（販促物は除く）があること、また当年のアースジョイ発送月の前月までに前年度の報告書の提出をしていることが必須条件となります。

(2) サクスアイ株式会社のA会員は、共同研究会員として入会することはできず、また、共同研究会員となった者が有効期間満了日時点でA会員となっている場合、同会員は、第6条の規定に従い期間満了により、共同研究会員の地位を喪失します。

(3) 当法人の目的に賛同し指定する手続きに基づき、本規約を了承の上、当法人により入会を認めた方を共同研究会員とします。

(4) 共同研究会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員には該当しません。

第4条 (入会申込)

(1) 当法人の共同研究会員への入会はサクスアイ株式会社のB会員登録から6か月経過後に申請が可能となります。

(2) 申請には申請月を含め、遡って6か月連続で14,600円（税込）以上のサクスアイ製品の購入（販促物は除く）実績がある、または、申請月から遡って12か月の間に10か月（連続でなくても可）14,600円（税込）以上のサクスアイ製品の購入（販促物は除く）実績がある（申請月の購入を含む）ことが必要です。

(3) 当法人の共同研究会員として入会を希望する個人また

は法人、または団体は、当法人宛に所定の入会申込書を郵送にて入会申込を行います。その他の方法による入会申込は原則として受け付けません。なお、申請には圃場の詳細（住所など）および写真等、当法人が指定するものを提出することが必要となります。

第5条 (入会審査)

(1) 入会申込があった場合、当法人は入会審査を行い、入会の承認をするか否かを決定します。

(2) 入会審査は、電子メール、または電話の方法において行うことがあります。

(3) 入会審査に必要な限りにおいて、当法人は入会申込者に対し質問その他必要な資料の提出を求めることがあります。

(4) 入会審査の結果は、入会申込書提出日の属する月の翌月以降とし、当法人によって承認された日（アースジョイ発送日）をもって入会日とします。なお、入会審査の結果に対しては、異議を申し立てることはできません。なお、申請に際して提出いただいた書面等（写真などを含みます）につきましては、ご返却いたしません。

第6条 (会員資格有効期間)

(1) 会員資格有効期間は、入会日から起算し最長3年間を目安とします。有効期間は1年ごとに自動更新するものとし、1年ごとの有効期間満了日の1か月前までに、共同研究会員または当法人から書面による意思表示がない場合、有効期間を1年間自動更新するものとし、ただし、共同研究会員が1年ごとの有効期間満了日時点で第3条(1)の要件を満たしていない場合は、会員資格は更新されず共同研究会員の地位を喪失するものとし、有効期間の最長期間3年を満了する共同研究会員については、期間満了日までに当法人指定の報告書の提出を必要とします。

第7条 (会員資格の喪失)

共同研究会員は、次の各号の一つに該当する場合は共同研究会員資格を喪失します。

- (1) 第6条 有効期間の規定により有効期間が満了した場合
- (2) 第8条 除名の規定により除名された場合
- (3) 当法人指定の報告書（年1回の研究結果報告の提出がない場合
- (4) 本人が死亡、失踪宣言、もしくは破産した場合

- (5) 共同研究会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
- (6) 共同研究会員である団体が解散または消滅した場合
- (7) 当法人が解散した場合

第8条（除名）

当法人は、共同研究会員が次の各号の一つに該当すると当法人が認めた場合、総会の議決をもって共同研究会員を除名することができます。

- (1) 第13条（禁止事項）をはじめとする本規約に違反した場合
- (2) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合
- (3) 共同研究会員としての品格を損なう行為があった場合
- (4) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (5) 当法人が定める行動規範に反する行為を行った場合や、遵守が難しいと判断した場合
- (6) 共同研究会員として適当でないと判断した場合

第9条（変更の届出）

- (1) 共同研究会員は、氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、ファームグリテラシー協会の窓口（farmingliteracyassociation@gmail.com）へ遅滞なく電子メールにより変更手続を行うものとします。
- (2) 当法人は、共同研究会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負いません。

第3章 会員の権利と義務

第10条（共同研究会員の権利）

共同研究会員は、次にあげる事項についての権利を有します。

- (1) 当法人指定の土壌改良剤（New アースジョイ）を共同研究希望栽培面積 1 反に対して年間 4ℓ分（下限 0.5 反 2ℓ分、上限 5 反 20ℓ分）を会員資格有効期間中（最長で 3 年間）に限り無償提供致します。

ただし、無償提供後に共同研究会員の資格を喪失した場合、当法人は、同会員に対し、これまで提供した資材、資料の返却を求めることができ、会員は、当該資材、資料について、使用・未使用問わず、全て返却（送料は発送者負担）しなければなりません。

- (2) 当法人が主催するセミナー、講演会、その他の活動に参加することができます。
- (3) 当法人が指定するロゴマーク等を、当法人が定めるルールに則り使用することができます。当法人指定ロゴマーク等以外の作成、使用は認められません。

第11条（共同研究会員情報の取り扱い）

① 共同研究会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた共同研究会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、当法人と支援会社サンクスアイ株式会社が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- (1) 第5条に定める入会審査
- (2) 当法人の事業運営上、他の会員（共同研究会員に限らず、農育支援会員も含まれます。）に知らせる必要がある場合
- (3) 当法人が共同研究会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
- (4) 会員情報を、あらかじめ共同研究会員承諾のもと当法人のウェブサイト（ホームページおよびブログを含む）、インターネットサービス（Facebook、LINE、X、Instagram 等）に掲載する場合

② 共同研究会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 共同研究会員の管理下にある他の会員（共同研究会員に限らず、農育支援会員も含まれます。）の個人情報に対し、他から不正アクセスや紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること

第12条（著作権）

- ① 当法人の発意に基づき、共同研究会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者は、当法人とします。この著作物とは、各種報告書、記録資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物をいいます。
- ② 当法人の発意に基づき、共同研究会員または当法人の業務に関与する者が当法人の事業活動にて作成したソフトウェアプログラム等の著作物の著作権者は、当法人とします。

第13条（禁止事項）

- ① 共同研究会員は、次に定める行為をしてはいけません。
 - (1) 共同研究会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与などを行い、担保等に供すること
 - (2) 当法人が無償提供した土壌改良剤（New アースジョイ）を他者に譲渡および販売すること
 - (3) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報を言います。
 - (4) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人の活動以外に使用すること
 - (5) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為
- ② 前項の規定は、共同研究会員が会員資格を喪失した後もなお効力を有します。

第14条（免責・損害賠償）

- ① 共同研究会員は、当法人の活動に関連して取得した資料情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとします。ただし、当法人に故意又は重大な過失があった場合には、本項は適用されません。
- ② 共同研究会員は、前第13条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければなりません。
- ③ 前項の規定は、共同研究会員が会員資格を喪失した後もなお効力を有します。

第4章 本規約の追加・変更

第15条（本規約の追加・変更）

当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

【付則】

1. 本規約は、平成29年11月1日より施行します。
2. 本規約の一部を改訂し、令和2年7月1日から改訂施行します。
3. 本規約の一部を改訂し、令和7年1月1日から改訂施行します。

ファーミングリテラシー協会 共同研究会員

行動規範

- ファーミングリテラシー協会の目的に賛同し、愛産物の普及に寄与すること
- サンクスアイ株式会社のB会員として、サンクスアイ株式会社の規約を遵守すること
- 共同研究会員の責務として、年 1 回、必ず研究結果の報告を行うこと